

住 宅

1 公営住宅

①市営住宅

(1)市営住宅(1・2階)への入居

医師の診断書または身体障がい者手帳により、階段の昇降が困難である事が明らかな場合は、1・2階を指定して入居の申込みができます。

(2)市営住宅への単身入居

身体障がい1～4級、精神障がい1～3級又は同等の知的障がい者の方は、専用床面積60㎡以下の住戸又は常時募集住宅であれば、単身での入居の申込みができます。

(3)車椅子利用者向け市営住宅への入居

天神荘、伊賀山住宅、本宿住宅、土井住宅、平地住宅、五本松住宅に車椅子対応の住戸があります。

車椅子を常用していることを証明できる診断書等が必要です。

(4)市営住宅家賃の減免

市営住宅に入居されている障がい者のいる世帯(単身者を含む)に対し、家賃及び駐車場使用料の減免制度があります。

対象世帯 身体障がい者手帳1～4級に該当する方がいる世帯

精神障害者保健福祉手帳1・2級、又は同等の知的障がい者がいる世帯

減免率 家賃 10%、駐車場 50%

○上記の減免制度の他、低額所得者等に対する減免制度もあります。



岡崎市営住宅管理センター
(岡崎市役所西庁舎内)
(TEL 0564-23-6320 FAX 0564-23-6821)

②県営住宅

県営住宅については、下記問合せ先までお問い合わせください。



三河住宅管理事務所(TEL 0564-23-1863)

2 都市再生機構賃貸住宅における優遇措置(新規募集住宅)

障がい者のいる世帯が、都市再生機構賃貸住宅の新築団地に「障がい者区分」で申し込めると、「普通区分」の20倍の当選率になるよう優遇されます。



独立行政法人都市再生機構中部支社

(TEL 052-968-3333 FAX 052-968-3112)

3 生活福祉資金の貸付

障がい者のいる世帯が、住宅を増築、改築、拡張、補修等を行うのに必要な資金の貸付が受けられます(貸付条件があります)。



岡崎市社会福祉協議会サービスセンター

(TEL 0564-23-8938 FAX 0564-23-7820)

4 民間賃貸住宅の入居等に関する相談

一定の障がいをお持ちで住宅の確保が難しい方の民間賃貸住宅への入居等に関する相談を受けています。相談内容から相談者に必要とされる支援を整理した上で、大家等に情報をつなげるなど、住宅の確保に向けた支援をしています。



住環境政策課住宅施策係

(TEL 0564-23-6880 FAX 0564-23-7528)